

野田村

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県道の整備促進について</p>	<p>東日本大震災の大津波により、本村の沿岸を南北に結ぶ国道45号のほか、村内の主要な幹線となる県道が一時通行不能となったことにより、被災後の救助はもとより、燃料や食料品等の供給がストップしたことで救援活動に支障をきたしたほか、通勤・通学などの生活道路としての利用が閉ざされ、住民生活に支障が生じたところであります。</p> <p>また、被災により迂回路に苦慮したことから、災害に強い道路網の早急な整備を強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 県道野田山形線の村内計画区間は改良済みとなったものの、久慈市への迂回路として、引き続き狭隘(きょうあい)部分の拡幅整備を要望します。</p> <p>② 県道野田山形線(北区地区)は歩道が未整備であり、通学時間帯での歩行は危険であるとともに、(仮称)北区地区防災センターが完成後は「指定緊急避難場所」として指定する予定であるため、避難路としても利用できるよう北側に歩道整備を要望します。</p> <p>③ 県道野田長内線(広内～中沢地区)は震災後数日間にわたり通行不能となったほか、低気圧などによる高潮の際にも危険な状態となり、地元住民からの強い要望もあることから、災害に強い道路として嵩上げなどの早急な整備を要望します。</p>	<p>① 主要地方道野田山形線の隘路部分の拡幅整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p> <p>② 歩道設置については、各地域から多くの要望があり、必要性や緊急性の高い箇所から整備を進めています。御要望の箇所については、今後の交通量の推移、地域の沿道状況や県全体の進捗等を踏まえ検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。(C)</p> <p>③ 御要望の区間における嵩上げ等の整備については、広内地区海岸災害復旧の堤防嵩上げと併せて実施します。</p> <p>なお、高潮対策として現道沿いに消波ブロックの設置等を実施し、平成26年度に完了しました。(B)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B・C</p>

野田村

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 津波・高潮対策施設の早期復旧と更なる拡張整備について</p>	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について 震災で破壊された海岸防潮堤の復旧事業が進められておりますが、被災地の安全・安心なまちづくりや早期の住宅再建を図る上で、防潮堤・水門などの施設の早期完成と、国道45号の嵩上げを要望します。</p> <p>(2) 下安家地区の津波対策について 下安家地区は明治29年の大津波の際に死傷者、行方不明者を多数出したことから、以来、地区住民は地震発生都度津波への恐怖心を募らせており、県においては平成17年度から当地域の津波対策を検討されているところでございます。 しかし、地形の特殊性等から堤防、水門及び避難路などの安全対策がほとんど講じられていない状況のまま、東日本大震災では、二級河川安家川を遡上した大津波により、村道や家屋のほか、さけ・ますふ化場施設など、流域一帯が甚大な被害を受けました。 復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策が進められているものの、地域住民は依然として津波への不安を募らせている状況であり、水門等の津波対策を講じていただきますよう要望します。</p>	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について 野田湾の津波・高潮対策については、現在、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業が、野田村の復興まちづくり事業と併せて進められているところですが、今後も引き続き、津波対策施設の早期完成に向けて、必要な予算を確保しながら事業を推進していきます。 また、国道45号の嵩上げについては、県事業である米田地区海岸の一部において施工しているところであります。(B)</p> <p>(2) 下安家地区の津波対策について 下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々の対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々と意見交換を行ってきたところです。 御要望のありますハード整備については、地形・土地利用等から現時点では整備が困難な状況にあることから、貴村や地域の方々の協力を得ながら、住民の安全で迅速な避難などの「ソフト対策」について、支援していきたいと考えています。(C)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B・C</p>
<p>3 海岸保全対策について</p>	<p>本村の海岸線は、約半分が海岸保全区域に指定され、逐次施設の整備を実施していただいておりますが、特に近年、十府ヶ浦海岸の砂浜の侵食、野田玉川海岸の崩落等の度合いが激しく、その対策に苦慮しております。 十府ヶ浦海岸においては海岸防潮堤への影響、野田玉川海岸においては海岸に隣接する三陸鉄道北リアス線、玉川野営場、村道等の崩落に繋がる恐れがありますので、早急に対策を講じていただきますよう強く要望します。</p>	<p>十府ヶ浦海岸については、水門新設工事、防潮堤等の震災復旧工事に着手していることから、施設完成後の侵食状況等の変化を鑑みながら、対応を検討していきたいと考えています。 野田玉川海岸については、これまでも毎月実施している海岸パトロールを行いながら、今後の海岸侵食の進行状況を注視していきたいと考えています。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>

野田村

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
4 河川の整備促進について	<p>本村の中心市街地である城内地区は、浸水被害多発地区であり、その対策として、本町地区から下流は既に河川整備が完了しております。</p> <p>現在、復興事業と併せ、村道前田小田川線沿いに計画されている二級河川明内川分流河川整備（15m³/s）も今年度詳細設計が完了し、用地も一部取得する見込みと聞いております。</p> <p>しかし、城内地区の浸水対策は、更に上流部で予定されている二級河川明内川分流河川整備（60m³/s）が完了して初めてその効果を発揮するもの（城内地区内の計画流量15m³/s）であります。</p> <p>このことから、二級河川明内川の分流河川を早急に整備していただくよう強く要望します。</p>	<p>二級河川明内川の分流河川（放水路）の整備については、現在、下流部で野田村のまちづくり事業と一体で進めている区間の改修完了後、近年の出水被害状況など緊急性、重要性等を勘案しながら検討していきたいと考えています。</p>	県北広域振興局	土木部	C
5 旧秋田川の浸水被害対策について	<p>本村の城内地区津波復興土地区画整理事業につきましては、平成28年度の事業完了に向けて着実に整備を進めているところであり、土地区画整理事業の実施にあたり、浸水被害多発地区である城内地区の浸水被害軽減のための対策も併せて実施しているところであります。</p> <p>しかしながら、この浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が旧秋田川の水位より高くなり、宇部川に排水出来ないことが起因しており、土地区画整理事業では抜本的な浸水対策を講ずることが出来ない状況であります。</p> <p>このことから、旧秋田川の洪水時の排水状況及び浸水対策を調査し、対応策を検討いただくよう要望します。</p> <p>さらに、宇部川の水位が高くなった際に旧秋田川から宇部川へ強制的に放流できる対策を講じていただくよう要望します。</p>	<p>旧秋田川に係る過去の内水による浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が上昇し旧秋田川の流下を滞らせることによって生じたものと認識しています。</p> <p>県としては、洪水時に旧秋田川の水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備には多額の費用がかかることが見込まれることから、当面の対策として、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において、洪水時の流下を阻害する河道に堆積している土砂等を撤去する工事を実施し、今年5月に完了しています。</p> <p>なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置しており、ホームページで水位情報を提供していることから、地域住民の円滑で迅速な避難や水防活動に活用願います。</p>	県北広域振興局	土木部	B

野田村

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6 医療費等の財政支援継続と助成の拡充について	<p>(1) 被災者の医療費等の一部負担免除に係る財政支援の継続について</p> <p>災害公営住宅等への入居が進む一方、いまだに多くの被災者が応急仮設住宅等で不自由な避難生活を余儀なくされており、体や心の健康に不安を感じている被災者も多いことから、被災者の命と健康を守るため、安心して医療が受けられるよう、さらに財政支援を継続するよう要望します。</p> <p>※ 現在の一部負担金免除期間 H27. 12末まで(財政支援 国8割、県1割、村1割)</p>	<p>(1) 被災者の医療費等の一部負担免除に係る財政支援の継続について</p> <p>東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8割を支援)に変更されたことから、県では、被災者の医療を受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しています。</p> <p>現在のところ、この財政支援は平成27年12月末までとなっており、平成28年1月以降については、被災地の生活環境や被災者の受療状況等を勘案し、市町村と協議しながら、改めて判断したいと考えています。</p> <p>平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。</p> <p>なお、本年度においては、この要望に併せて、平成25年度からの岩手、宮城、福島の前3県の市町村国保に対する医療費の増加等に伴う財政支援(平成24年度からの財政支援を含む。)の継続についても、国に対して要望したところです。</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部	B

野田村

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
	<p>(2) 子どもの医療費助成事業の拡充について</p> <p>本村では、少子化対策の一環として、高校生世代までの医療費を無料化しています。また、県内でもほとんどの市町村で、県基準を超えて事業を実施しております。</p> <p>岩手県においては、本年8月以降、入院医療費の助成対象を、未就学児から小学生まで引き上げることとされましたが、県内では、すでに県の基準を上回る助成対象を設定している市町村が多くなっているほか、各市町村間で助成制度に差がある状況です。</p> <p>このような状況に鑑み、岩手県においても基準を見直し、対象者の範囲を拡充するよう要望します。</p>	<p>(2) 子どもの医療費助成事業の拡充について</p> <p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、市町村等と協議のうえ、窓口負担の現物給付（未就学児及び妊産婦を対象）と併せて、助成対象を小学生の入院まで拡大することとしたところですが、</p> <p>なお、実施時期は、対象拡大が本年8月、現物給付が来年8月からとしており、これに向けた取組を着実に実行しているところです。</p> <p>本県の子ども医療費助成について、対象者の範囲を更に拡充した場合、次のとおり県費負担が増大するものと見込まれることから、現在の厳しい財政状況の中で、更なる拡大は直ちには難しいと考えていますが、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策については、今般策定する「人口ビジョン」や「ふるさと振興総合戦略」においても重要なテーマであり、引き続き検討していきます。</p> <p>なお、本来、乳幼児や子どもの医療費助成は、自治体の財政力の差等によらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであり、県の政府予算要望において、国において全国一律の制度を創設するよう要望しています。</p>			

野田村

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 復興関連制度等の延長等について</p>	<p>(1) 被災者住宅再建に係る支援制度の延長及び拡充について 震災後、多くの被災者が応急仮設住宅等で不自由な避難生活を余儀なくされております。将来の復興に向けて、全ての被災者が公平・確実に住宅再建の支援制度の適用を受けることができるよう、申請期間を延長するよう要望します。 また、現行の制度では、住宅の自力再建の場合、国の被災者生活再建支援金が最大300万円支給されますが、住宅価格の高騰等により、その効果は十分とは言えない状況にあります。 被災者が自力再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の拡充について、国に強く要請するよう要望します。</p> <p>[住宅再建に係る支援制度] 被災者生活再建支援制度（加算支援金） H30. 4. 10まで 被災者住宅再建事業費補助（県） H31. 3. 31まで 生活再建住宅支援事業（県） H31. 3. 31まで</p>	<p>(1) 被災者住宅再建に係る支援制度の延長及び拡充について 被災者の住宅再建に係る支援制度の延長については、土地区画整理事業などの面的整備による住宅再建の完了まで時間を要することが見込まれることから、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、さらなる申請期限の延長について検討していきます。 また、被災者生活再建支援制度の拡充の要望については、これまでも国に対し、繰り返し行ってきたところですが、国では、個人の資産形成につながる更なる支援については、慎重な姿勢を取っているところで このため、県では、100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を市町村と共同で実施するとともに、追加交付された震災復興特別交付税215億円を全額沿岸被災市町村に配分し、それぞれ実情に応じた住宅再建支援策を講じていただいておりますが、引き続き、国に対し、支援額の増額について、強く要望していきます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部、土木部</p>	<p>B</p>

野田村

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
	<p>(2) 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業等の延長について 地域の防災拠点等に再生可能エネルギーを導入して防災機能の向上を図るものであるが、震災後、復興計画に基づいて復興事業を進めているものの、完了までには、まだまだ時間を要するところであります。 地域の防災機能を向上し、安心・安全な村づくりをするためには、この事業の延長が必要でありますので、事業実施期間の延長を国に要請するよう要望します。 また、今年度末となっている岩手県の太陽光発電導入費補助金について、期間の延長を要望します。</p> <p>[現行] ○平成23年度地域環境保全対策費補助金（再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金）及び災害危険物処理促進費補助金（災害等廃棄物処理基金）交付要綱 ○再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害危険物処理基金事業実施要領</p> <p>⇒ 再生可能エネルギー等導入推進事業 平成27年度まで</p> <p>・被災家屋等太陽光発電導入費補助金（県） 受付H28. 3. 10まで</p>	<p>(2) 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業等の延長について ○ 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の期間延長について 東日本大震災津波により甚大な被害を受けた被災市町村においては、復興まちづくりに係る面的整備等と調整を図りながら防災拠点への設備導入を進めており、県においても、復興の進捗状況と歩調をあわせた事業実施期間の設定が必要と認識しています。 そのため、これまでも機会を捉えて、国に対し再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の期間延長を要望してきたところであり、昨年度末に、まずは、平成28年度への繰り越し手続きが認められたところです。今後も引き続き、国に対する期間延長要望を強力に進めていきます。</p> <p>○ 被災家屋等太陽光発電設備補助について 県においては、東日本大震災復興基金を活用して、震災で家屋等に被害を受けた方に対し、太陽光発電設備導入補助を行っています。この補助金については、被災者の状況等を勘案しながら、毎年度制度見直しを行っているところであり、次年度以降についても、復興状況等を見極めながら、被災者が公平に支援を受けられるよう、国に対しては、基金の追加的な財源措置を要請するとともに、補助制度の継続について検討を進めることとしています。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>

野田村

要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8 28年度以降の復興事業に係る自治体負担の対象事業及び水準等について	<p>震災後、集中復興期間である平成23年度から27年度までの5年間、復興事業等について、早急に復興させるべく取り組んでいるものの、27年度までに事業が完了できない復興事業等や、今後のまちづくりが整備されていくなかで必要な事業があります。</p> <p>東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税、「復興枠」による別枠での予算確保など国においては、28年度以降新たな枠組みが決定されたところですが、復旧・復興が完了するまでの間、特例的な財政支援を継続するとともに、被災地間で不公平感がでないよう国に強く要請するよう要望します。</p>	<p>平成28年度以降5年間（復興・創生期間）の復興事業については、6月末に政府方針が決定され、本県が平成28年度以降5年間の復興事業費を約2.2兆円と試算し、そのうち、国費により措置されるべき財源約1.6兆円と見込んでいたほぼその全額を国費対象額として措置されたところです。</p> <p>本県の復興は、今年度末においても全体の半分程度の進捗見込みであり、今後の復興を進めていく中では、当初想定していなかった困難が生じてくることも考えられ、財政的に脆弱な自治体が復興を続けていくことには様々な苦労が伴うことから、引き続き国には、こうした点に対する配慮を求めています。</p> <p>また、来年度の復興に関する事業で、内容等がまだはっきりしていないものも多くあることから、必要に応じ、本県から各省庁に対し、被災地・被災者の実態や課題をしっかりと伝えながら、必要な予算が確保されるよう取り組んでいきます。</p>	県北広域振興局	経営企画部	B
9 「取崩し型復興基金」の追加措置等について	<p>復旧・復興事業が最盛期を迎える中、今後、被災地再生の事業を進めるための財源不足が懸念されています。今次津波による甚大な被害からの復旧・復興には相当の時間と費用を要し、今後も「すまいの再建」をはじめとする被災者支援や復旧・復興事業など、住民生活向上のための事業の継続が必要であることから、被災地域の復興にきめ細やかに対処できる資金として有益な「取崩し型復興基金」の追加措置等による財政支援を国に要請するよう要望します。</p>	<p>県では、平成23年度に創設された「取崩し型復興基金」について、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じ、地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう追加的な財源措置を国に対して強く要望しており、今後も機会を捉え、国に対し要望していきます。</p>	県北広域振興局	経営企画部	B